

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年12月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、大槌町議会会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。5番、澤山美恵子君及び6番、阿部三平君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの7日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの7日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

なお、陳情につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

次に、議会選出監査委員の阿部義正議員が、監査委員として多年にわたり職務に精励し、地方自治の振興発展に貢献された功績が認められ、去る令和3年10月25日に全国町村監査委員協議会から、令和3年度町村監査功労者として表彰されましたので報告いた

します。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

- 
- 
- 日程第 4 議案第 68 号 大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 69 号 大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 70 号 大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 71 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 72 号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 73 号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 74 号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第 11 議案第 75 号 令和 3 年度大槌町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- 日程第 12 議案第 76 号 令和 3 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 13 議案第 77 号 令和 3 年度大槌町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第 4、議案第 68 号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める

条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第77号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、10件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和3年12月大槌町議会定例会における議案10件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第68号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例については、道路法等の一部を改正する法律及び改正法に関連する政令及び省令が公布、施行されたことに伴い、大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第69号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び大槌駅観光交流施設条例第13項の規定により、本施設を指定管理者に管理させるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理を行う指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び大槌町公民館条例第21条及び大槌町立都市公園条例第20条の規定により、本施設を指定管理者に管理させるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについては、陸前高田市及び大船渡市営林組合が令和4年3月31日をもって解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する団体数が減少することから、同組合規約の一部を変更することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについては、令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散しようとするに関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについては、岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることに

については、令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散しようとする  
ることに関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありま  
す。

議案第75号から議案第77号までは、各会計の補正予算であります。

議案第75号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、  
新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費、東日本大震災追悼式を岩手県と合同で開  
催することに伴う運營業務委託料の増額等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に1  
億6,015万4,000円を追加し、歳入歳出総額を117億4,070万6,000円とするものでありま  
す。

第2条では地方債の変更5件の補正であります。

議案第76号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることにつ  
いては、介護制度改定等に伴うシステム改修業務委託料の増額、基金積立金の減額等の  
計上に伴う補正であり、歳入歳出予算を10万9,000円減額し、歳入歳出総額を16億3,877  
万6,000円とするものであります。

議案第77号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることにつ  
いては、負担金の増減及び減価償却費の減等による収益的収支の補正、起債の減及び他会  
計補助金出資金の増に伴う資本的収支についての補正であります。

収益的収入及び支出の補正の予定額です。

公共下水道事業においては、収入予定額は4,913万1,000円を減額し、予定総額を7億  
4,717万7,000円とし、支出予定額は3,789万7,000円を減額し、予定総額を7億5,467万  
7,000円とするものです。

漁業集落排水処理事業においては、収入予定額に884万4,000円を増額し、予定総額を  
1億9,890万8,000円とし、支出予定額は1,520万4,000円を増額し、予定総額を1億  
9,890万8,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額です。

公共下水道事業においては、収入予定額に94万5,000円を増額し、予定総額を3億  
6,153万7,000円とするものです。

漁業集落排水処理事業においては、収入予定額から480万円を減額し、予定総額を1  
億2,495万1,000円とし、支出予定額は20万円を増額し、予定総額を7,441万7,000円とす  
るものです。

なお、第4条においては起債の変更、第5条では議決を経なければ流用できない経費が改められております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日4日から6日までは議案思考のため休会とし、7日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

散 会 午前10時37分